

令和 7 年度 いわき公共交通担い手確保支援事業費補助金 申請の手引き

申請期間

令和 7 年 4 月 1 日(火)～令和 8 年 2 月 27 日(金)

■提出先（郵送先）

〒970-8686
いわき市平字梅本 21 番地
いわき市
公共交通課 行



問い合わせ先

いわき市 都市建設部 公共交通課 (本庁 6 階)
TEL 0246-22-1170
平日 9:00～17:00

いわき市公共交通担い手確保支援事業費補助金 申請要領

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響等により、運送収入の減少に加え、物価高騰に伴う事業経費の増加により、経営に大きな影響を受けている交通事業者に対し、公共交通担い手確保支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものです。

2 申請期間

令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

3 補助対象事業者

補助金の交付を受けることができる者は、次の全てに該当するものであり、同意書兼誓約書（第2号様式）の内容を遵守する意思を有するものとします。

- (1) 事業を継続する意思があり、市税を滞納していない者
- (2) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団又は条例第2条第2号に規定する暴力団員、条例第2条第3号に規定する暴力団員等、条例第2条第7号に規定する社会的非難関係者のいずれにも該当しないこと
- (3) 次の各号のいずれかに該当するものとします。
 - ア 道路運送法第4条の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている乗合バス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有し、かつ、市内を走行する路線バス又は高速バスを運行している事業者
 - イ 道路運送法第4条の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている貸切バス事業者で、市内に本社若しくは営業所を有する事業者
 - ウ 道路運送法第4条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の許可（福祉輸送事業限定許可を含む）を受けているタクシー事業者等で、市内に本社若しくは営業所を有する事業者

4 補助対象事業

補助対象事業については、次のどちらかの事業に該当するものです。

- (1) 従業員の第二種運転免許取得に係る費用を負担する事業
- (2) 既に第二種運転免許を保有する従業員を雇用する際、その従業員に対し、就職支度金を支給する事業（ただし、雇用開始日前1年以内に、市内に本社若しくは営業所を有する事業者において、市内の本社若しくは営業所で運転手として勤務していた者を除く。）
※ 第二種運転免許取得日又は就職支度金支給日から3年以上の継続雇用が条件となるため、年1回雇用状況が確認できる書類の提出をお願いします。
※ (1)(2)において、自社の市内営業所で運転手として勤務することが条件となります。

5 補助対象経費

補助対象となる経費は次の表のとおりです。

区分	内容	対象期間
(1) 従業員の第二種運転免許取得に係る費用を負担する事業	入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料、卒業証明書 (仮免許、補習に要する経費を除く) ※ただし、消費税および地方消費税相当額を除く	補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から2月28日までにおける第二種運転免許の取得及び第二種運転免許保有者に対して支給する一時金に係るものに限る。
(2) 既第二種運転免許保有者に対し、就職支度金を支給する事業	就職支度金、入社支度金といった運転手の採用に係る一時金	(当該会計年度以外に支出した経費は対象外とする。)

6 補助金の額

補助対象事業者が事業の実施に要した経費の4分の3以内の額（1,000円未満の端数は切捨て）を交付します。（補助上限額は下記の表のとおり）

また、国、地方公共団体その他の機関から別に助成措置を受けた場合は、当該助成措置の額を控除した額の4分の3以内の額を交付します。

なお、補助金の交付は従業員1人につき1回限りとなります。

対象事業者	補助上限額
バス（乗合・貸切）	36万円/1人
タクシー事業者（乗合・福祉）	20万円/1人

7 申請書類

- ① 補助金等交付申請書
- ② 交付申請兼実績報告内訳書【第1号様式】
- ③ 同意書兼誓約書【第2号様式】
記載事項について確認いただき、同意又は誓約いただける場合は記入を願います。
- ④ 旅客自動車運送事業を営んでいることを証明する書類の写し（東北運輸局長が交付した許可書等）
- ⑤ 従業員との雇用契約の内容が確認できるものの写し（雇用契約書等）
- ⑥ 従業員の雇用保険受給被保険者証の写し（就職支度金支給事業のみ）
- ⑦ 第二種運転免許取得者及び保有者の運転免許証の写し
- ⑧ 補助金の使途を称する領収書又は支払いが確認できる書類の写し
- ⑨ 事業者が経費を負担したことが確認できる書類の写し
- ⑩ 補助金の振込先が確認できる書類の写し

8 申請方法

窓口申請、若しくは郵送申請

※制度を利用しようと考えている方は、事前にご連絡をお願いします。

※窓口での申請は、土日祝日を除く平日の 8:30~17:00 の受付となります。

9 提出先

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

いわき市役所 6 階 都市建設部 公共交通課

電話番号：0246-22-1170（直通）、FAX 番号：0246-24-4306

メールアドレス：kokyokotsu@city.iwaki.lg.jp

10 補助金の返還について

補助対象となった従業員の交付決定について、第二種運転免許取得日又は就職支度金支給日から 3 年経過せずに退職等により従業員ではなくなった場合、次の表のとおり補助金の返還を行っていただきます。

第二種運転免許取得日又は就職支度金支給日から退職日等まで	返還金額
1 年未満	補助金の額の全額
1 年以上 2 年未満	補助金の額に 3 分の 2 を乗じて得た額
2 年以上 3 年未満	補助金の額に 3 分の 1 を乗じて得た額

※ 退職等がある場合は、ご連絡をお願いします。

◆申請から補助金受け取りまでの流れ

